

## 国民健康保険料等の還付加算金の返還及び延滞金徴収について

### 1 概 要

国民健康保険料に係る還付加算金及び延滞金については、地方税法及び文京区国民健康保険条例（以下「国保条例」という。）の規定による返還及び徴収を実施していなかったが、平成 26 年度東京都の国保事業指導検査及び平成 27 年度文京区監査委員監査において、国保条例に基づく延滞金の適切な執行を求める指摘があった。

また、国民健康保険の安定的な財政運営、効率的な事業の確保等を行うため、平成 30 年度には東京都が財政運営の責任主体となる国民健康保険の広域化が実施される。この広域化に伴うシステム改修に合わせて、還付加算金の返還及び延滞金徴収についても、システムを改修するとともに、関係法令・条例に基づく適切な事務処理を行う体制を整備する。

なお、後期高齢者医療保険においても、地方税法及び文京区後期高齢者医療に関する条例の規定による還付加算金の返還及び延滞金徴収についてシステム改修等、体制を整備する。

### 2 23 区の現状（平成 28 年 12 月現在）

国保：還付加算金：実施 1 区、予定 11 区、検討区 11 区

延滞金：実施 1 区、予定 10 区、検討区 12 区

後期：還付加算金：実施 1 区、予定 4 区、検討区 18 区

延滞金：実施 なし、予定 5 区、検討区 18 区

### 3 開始時期

平成 30 年 4 月より開始

### 4 システム改修

平成 29 年度実施

### 5 影響額（平成 31 年度末想定）

国保：還付加算金 177 件、586 千円 延滞金 9,896 件、30,230 千円

後期：還付加算金 17 件、45 千円 延滞金 958 件、2,547 千円

### 6 今後のスケジュール

平成 29 年 1 月 国保運営協議会報告  
2 月 厚生委員会報告  
4 月 還付加算金の返還及び延滞金徴収予告の周知  
平成 30 年 4 月 還付加算金の返還及び延滞金徴収